

関島社会保険労務士事務所便り

2019年
11月号

関島社会保険労務士事務所
 (ひがし東京中小企業者組合)
 社会保険労務士・行政書士
 関島 康郎
 〒125 - 0041
 東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 1 2
 電話：03-3609-7668
 HP：http://www.srseki.info



雇用保険 65歳以上の保険料特例措置延長か？

◆高年齢者の雇用保険料免除の動向

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象になりました。

65歳以上で週20時間以上の高齢従業員で雇用保険に未加入者については、雇用保険に加入することが必要です。

これら65歳以上の従業員の雇用保険の保険料は、現在、免除になっています。しかし、この免除は来年の3月でなくなるようになっており、高齢者を雇う事業主には負担増になります。そのため、厚生労働省では、雇用保険料を低く抑える特例措置の延長が検討されています。

◆高年齢求職者給付金は一時金

賃金支払い日数11日以上ある月が6か月以上ある高年齢被保険者が退職し、ハローワークに行き、求職の申出をしたとき

高年齢求職者給付金(一時金)

被保険者期間	基本手当の支給日数
1年未満	30日分
1年以上	50日分

※基本手当日額は離職直前に雇用保険に加入していた6か月の賃金総額を180日で割った額の50%~80%

は、高年齢求職者給付金が支給されます。この高年齢求職者給付金は、一般の被保険者と異なり、指定された日に職安に行くと、失業認定が行われ、下表の日数分の一時金が支給されます。

◆育児・介護休業法等が適用

また、高年齢被保険者についても、育児・介護休業法が適用になり、一般の雇用保険被保険者と同様に一定の条件に該当する場合は、育児休業給付金、介護休業給付金等が受けられるほか、教育訓練給付金の受給対象者になります。

◆週労働時間20時間以上が対象

ところで、雇用保険の被保険者は、週20時間以上で31日以上継続雇用する従業員を対象としています。週20時間未満の従業員については、被保険者にならないのでご注意ください。

現行の雇用保険の保険料率

事業の種類	保険料率		
	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①+② 保険率
一般の事業	3/1000	6/1000	9/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	12/1000

国民年金 繰上げ支給には落とし穴

◆国民年金の繰上げ支給とは

国民年金（老齢基礎年金）は、65歳から支給されますが、60歳以降の請求した月からもらうこともできます。

但し、65歳より1か月早くもらうごとに0.5%減額されます。

例えば、「60歳」になったときに、繰上げ支給の請求をすると、65歳でもらえる老齢基礎年金の「70%」支給になります。60歳6か月で請求すると73%支給になります。

繰上げ支給率＝70%＋（0.5%×60歳から繰上げ請求月までの月数）

◆支給率は生涯減額されたまま

繰上げ支給の支給率は、請求月によって異なり、一生かわりません。繰上げ支給すると、その後、取消することができません。

厚生年金のある人は、厚生年金部分も同時に繰上げ支給することになります。

20歳から60歳まで保険料を欠かさず納めていた人が65歳からもらえる老齢基礎年金額は780,100円です。これを60歳から繰上げ支給を請求すると30%減の

546,070円になり、一生この額になります（下表参照）。

◆繰上げは何歳で追いつかれる？

繰上げ請求しないで65歳から受給した人と繰上げ請求したときの受給総額が同額になるのは、繰上げ請求をした時から16年8か経過ときに同額になります。

繰上げ支給を請求する人は、平成19年で約22.9%いましたが、平成29年では13.6%となっています。

◆障害年金は請求できない

寡婦年金はもらえない

繰上げ請求後、病気が悪化又はケガで障害者となったとき、障害年金は請求できなくなります。また、遺族厚生年金がもらえるときに繰上げ支給をしていると、65歳まではどちらか一方が支給停止になります。

国民年金の夫が亡くなり、寡婦年金がもらえるときに繰上げ支給をしているとももらえなくなります。

65歳からの受給と比べ何歳で追いつかれる？

受給年齢	支給率	支給額 (満額するとき)	65歳受給者と 同額になる年齢
60歳	70%	546,070円	76歳8ヶ月
61歳	76%	592,876円	77歳8ヶ月
62歳	82%	592,876円	78歳8ヶ月
63歳	88%	639,682円	79歳8ヶ月
64歳	94%	733,294円	80歳8ヶ月
65歳	100%	780,100円	—

※請求したときから16年8か月で追いつかれる。

来年1月からハローワーク求人票が変わります

◆ハローワークで求人する企業が 増えている

ハローワークに登録した求人情報は、5年前から職業紹介事業を行う地方自治体や民間事業者にも、オンラインで提供されています。

近年では、求職者が求人情報専門の検索サイト Indeed 等を利用して、多くの情報の中からより求める条件に合致する企業を選んで応募するようになっています。

ハローワークがオンライン提供する求人情報は、こうしたサイトでもヒットする可能性があることから、ハローワークを通じた求人が見直されつつあります。

◆「人材確保対策コーナー」での 求人相談も人気

厚生労働省では、2018年4月より全国84のハローワークに「人材確保対策コーナー」を設置し、介護・医療・保育の福祉人材分野と警備業、運輸業、建設業などの業種のマッチング支援を強化するため、専門相談員を配置しています。

求職者にも担当者がついて企業見学会や就職面接会などを実施しているため、求職者と密に接点を持つことができ、利用が増えているようです。

◆新しい求人票では

より多くの情報を掲載できるようになる
そうしたなか、ハローワークのシステムと求人票の様式が新しくなります。

A4判片面から両面となり、固定残業代制度、職務給制度や復職制度の有無のほか、

残業・休日労働に関する労使協定（36協定）で、繁忙期等により長い労働時間を設定する特別条項を定めているかなど、登録する項目が追加されます。

また、会社や職場の写真、面接会場の地図や取扱商品の写真など、画像情報も登録できるようになるため、より内容を工夫できるようになります。

◆「マイページ」で求職者と 直接やり取りできるようになる

新しいハローワークインターネットサービスでは、会社が「マイページ」を設けて、担当者が会社のパソコンで、求人内容を変更したり募集停止をしたりすることができるようになります。

また、求職者もマイページに登録している場合には、メッセージ機能を使って直接やり取りができるようになるため、求職者からの質問等によりきめ細かな対応ができるようになります。

新サービスの運用は、来年1月6日からで、既に求人票を登録済みの会社も、情報を追加登録することができますので、なかなか応募が来ないと悩んでいる場合には、追加登録を検討してみてもはいかがでしょうか。



●年金手帳廃止・未加入事業所へ立入調査

厚生労働省は、公的年金の加入者に渡してきた年金手帳を廃止する等の法改正案を来年の通常国会に提出する予定。代わりに基礎年金番号通知書を発行する。また、厚生年金未加入事業所への日本年金機構職員の立入調査権を強化する予定。(10月31日)

●パワハラ指針の素案を提示

厚生労働省は、職場でのパワハラを防止するために企業に求める指針の素案を労働政策審議会に示した。素案では、厚生労働省が示しているパワハラの種類に沿って具体例を列挙した。企業に対しては、パワハラを行ってはならない方針を就業規則に盛り込むなどし、広く周知するよう求めている。相談窓口にはパワハラ相談があった場合、事実関係を迅速、正確に確認し、行為者への懲戒などの必要な措置を取るとともに、被害者に配慮した措置も求めている。(10月22日)

●教員 年単位「変形労働時間制」法案

政府は、教員の働き方改革を推進するために、勤務時間を年単位で管理する「変形労働時間制」の導入を柱とする教職員給与特別措置法改正案を閣議決定した。改正案が成立すると自治体の判断で2021年4月から導入可能となる。文部科学省は残業時間の上限を月45時間、年360時間とするガイドラインを1月に公表したが、改正案はガイドラインを指針に格上げする。(10月18日)

●介護保険 市町村の独自サービス拡大へ

政府は、2021年度から市町村が希望すれば、生活支援などで介護サービスの中身や単価を独自に決められるようにする方針を決めた。政府はすでに、介護保険の要支援向けサービスの

うち、訪問介護と通所介護を2015年度から3年かけてすべての市町村に移行済み。2021年度からは要支援に加え、要介護向けも市町村が求めれば移行する。介護が必要な人は移行後も従来の介護サービス、市町村のサービスともに、介護保険の範囲内で使うことができる。(10月12日)

●在職高齢年金減額の賃金基準 62万円案

在職高齢年金について、年金減額の対象縮小に関する法案が2020年の通常国会に提出される方向。現在、年金減額は、60～64歳で月28万円(賃金と年金の合計)、65歳以上で47万円超の月収がある人が対象だが、これらを62万円にそろえて引き上げる案が軸。厚生労働省によると、65歳以上については引き上げにより減額の対象者は、半分程度(約18万人)になるとしている。制度の廃止については、来年度は見送る方針。(10月6日)

●過労自殺 現場監督、メディアは若手社員

厚生労働省は、2019年版の「過労死等防止対策白書」を公表。過労死防止大綱で重点業種・職種と位置付けている建設業界、メディア業界を分析し、建設業では現場監督・技術者等、メディア業界では若い世代(20代～30代)に過労自殺が集中しているとした。(10月2日)

●民間給与6年連続増加、格差も拡大

国税庁の調査によると、民間企業の会社員やパート従業員らの2018年の1年間に得た平均給与は440万7,000円で、前年比85,000円増(2.0%増)と6年連続の増加となった。ただ、正規(前年比9万8,000円増の503万5,000円)と非正規(同3万9,000円増の179万円)では、分析を始めた2012年以降、格差が6年連続で広がった。(9月28日)